

おうちの方へ

スポーツ振興センターについて

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「**災害共済給付制度**」といいます。



学校の管理下にある場合のケガ等が対象です

学校(園)の管理下って？

1 授業中(保育中を含む)
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後(下校・帰宅後に学校に遊びに来た場合は含まれません。)

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
例 登校(登園)中、下校(降園)中

5 その他
寄宿舎にあるとき

出典：災害共済給付制度の概要チラシ【保護者向け】「学校(園)でけがをしたときは…」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)を加工して作成



←動画：【2分でわかる】『災害共済給付制度』ってどんな制度？

医療費の保険点数が合計で「500点」を超えた場合に対象となります。自己負担額が少なくても対象の場合があります。領収書で保険点数(合計点数)をご確認ください。また、お気軽に保健室へご相談ください。